

## 11. 特例基準 (条例第15条)

### 大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物を掲出する場合の特例

#### (1) 要件

ア 次のいずれかに係る自家用広告物であること

(ア) 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗

(イ) 消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの

(ウ) 農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの

(エ) 上記以外の小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行う店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が 500 m<sup>2</sup>を超えるもの

(オ) 駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が 500 m<sup>2</sup>以上であるものを有する施設

イ 設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

#### (2) 許可地域における許可の基準

区分	(1)のアの(ア)から(エ)までに掲げる店舗		(1)のアの(オ)に掲げる施設
	店舗面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	店舗面積 500 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 未満	
数量	敷地に接する道路ごとに2基以下 但し、駐車場表示広告物等( ) は基数に算入しないことができる	2基以下とする 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
その他表示方法	広告物の上端の地上からの高さが5mを超えるものを掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止かつ急速な光源の点滅禁止 駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする		

駐車場表示広告物 駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物

#### (3) 禁止地域における許可の基準

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第3種禁止地域	第4種禁止地域
表示面積	10 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名、店名等以外の表示は5 m <sup>2</sup> 以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計5 m <sup>2</sup> 以内に限り表示面積に算入しないことができる	15 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名、店名等以外の表示は7 m <sup>2</sup> 以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計7 m <sup>2</sup> 以内に限り表示面積に算入しないことができる	20 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名、店名等以外の表示は10 m <sup>2</sup> 以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計10 m <sup>2</sup> 以内に限り表示面積に算入しないことができる	30 m <sup>2</sup> 以下(自己の氏名、店名等以外の表示は15 m <sup>2</sup> 以下) 但し、駐車場表示広告物等は、合計15 m <sup>2</sup> 以内に限り表示面積に算入しないことができる
数量	3枚(基、個)以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる		4枚(基、個)以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	5枚(基、個)以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる
その他	建築物の壁面から突出させないこと ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	ネオンサイン等の使用禁止(建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く) 光源の点滅の禁止	ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 光源の点滅が急速なものの禁止(高速自動車国道等沿道の指定区域内の屋上広告物は光源の点滅禁止)	
駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は1/4以下とする				